政令第二十六号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、同法附則第八条並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条並びに第十五条の四第二項及び第三項、同条第五項並びに同法第二十条第五項及び第二十一条の三第五項において準用する同法第十二条の三第四項第五号並びに同法第三十八条及び第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第一条中「住民票コード」の下に「、「除票」、「転出」、「戸籍の附票の除票」」を加え、「、「転出」、」を「又は」に改め、「、「中長期在留者」、「特別永住者」、「一時庇護許可者」、「仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者」又は「国籍喪失による経過滞在者」」を削り、「法第二十二条第一項、法」を「第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項」に、「、法第二十四条又は法」を「又は」に改め、「、住民票コード」の下に「、除票、転出、戸籍の附票の除票」を加え、「、転出、」を「又は」に改め、「、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」を削る。

第七条第一項中「新たに市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一条中「又は法」を「又は」に改める。

第十二条第一項中「又は法」を「又は」に改め、同条第二項第四号中「又は同法」を「又は」に改め、同項第七号中「同法」を削る。

第十三条の見出しを「（住民票の消除に関する手続）」に改め、同条第一項中「消除する場合には」を「消除したときは」に、「第二十四条の規定による届出」を「第二十四条の二第一項に規定する転出届」に、「消除する場合にあつては」を「消除した場合にあつては」に、「住民票に記載しなければ」を「消除した住民票に記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する消除した住民票にあつては、記録。次項及び第十七条第一号において同じ。）をしなければ」に改め、同条第二項中「消除された」を「消除した」に、「を記載する」を「の記載をする」に、「により記載された」を「により当該消除した住民票に記載をした」に、「書面に記載された」を「住民票に記載をされた」に、「当該記載された」を「当該」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（住民票の改製に関する手続）

第十三条の二　市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。

２　市町村長は、住民票を改製したときは、その旨及びその年月日をその改製前の住民票に記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する改製前の住民票にあつては、記録）をしなければならない。

第十五条中「法第十二条の二第一項又は法」を「第十二条の二第一項又は」に改め、「住民票の写し」の下に「（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下第十五条の四までにおいて同じ。）」を加え、「その」を「当該住民票の写しの」に改める。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

（法第十五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項）

第十七条　法第十五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる同条第二項の請求又は同条第三項若しくは第四項の申出に係る除票の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　消除した住民票　当該消除した住民票に係る住民票を消除した事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨、転出先の住所及び当該消除した住民票に転出をした旨の記載がされているときは転出をした旨）及びその事由の生じた年月日（転出届に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）

二　改製前の住民票　当該改製前の住民票に係る住民票を改製した旨及びその年月日

（住民票に関する規定の準用）

第十七条の二　第十五条の二の規定は、法第十五条の四第五項において準用する法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務について準用する。

２　第二条、第十五条及び第十六条の規定は、除票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	第六条第三項	第十五条の二第二項
第十五条	第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第二項	第十五条の四第一項から第四項まで
	住民票の写し	除票の写し
	第六条第三項	第十五条の二第二項
第十六条第二項	第六条第三項	第十五条の二第二項

第二十一条第一項中「第二十条第五項」の下に「及び第二十一条の三第五項」を加え、同条第二項を次のように改める。

２　第二条、第十三条第一項、第十五条及び第十六条の規定は、戸籍の附票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	第六条第三項	第十六条第二項
	総務大臣	総務大臣及び法務大臣
第十三条第一項	その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の二第一項に規定する転出届（以下「転出届」という。）に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）	その旨及びその年月日
	消除した住民票	消除した戸籍の附票
	第十五条の二第二項	第二十一条第二項